

事業所から発生するごみの分別

一般廃棄物

資源化(リサイクル)可能な紙類

新聞 折込広告含む。 	段ボール 粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがしてください。 	紙パック マークのあるもの 	シュレッダー紙 ※機密書類も含む。
OA紙 コピー用紙、コンピュータ用紙 ※機密書類も含む。 	雑誌 週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞典 		
その他の紙 包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、八ガキ、封筒、紙袋、名刺 ※機密書類も含む。 			

リサイクルに向かない紙類(禁忌品)

捺染紙・アイロンプリント紙、昇華転写紙 複写用紙、カーボン紙、感熱紙、ノンカーボン紙 	においのついた紙 洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙、芳香紙など 	水に溶けない紙 ○写真、写真プリント用紙 ○紙コップ、ヨーグルトやカップ麺の容器などの防水加工紙 ○合成紙 ○アルミ、金紙、銀紙、ビニールでコーティングされた紙
接着材が付着した紙 シール、シール台紙、粘着メモ、圧着はがき、親展はがき 	感熱発泡紙 点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙 	汚れた紙 油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー

その他(木くず・天然繊維くず・天然皮革)

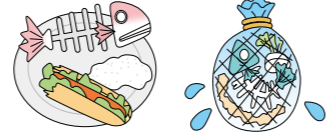
(特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。)

木製(机、家具、椅子、たんす、棚) ※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。 	天然繊維(毛布、木綿布、絹) 本畳、作業服(綿など) 	天然皮革(かばん、ブーツなど)
---	--	----------------------------

食品の食べ残し、調理残さ、売れ残り

(特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。)

※排出する前に水分をよく切ってください。
※食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。



一般廃棄物収集運搬業許可業者が再生資源事業者へ委託しリサイクルしてください。
(資源化可能な紙類については、焼却工場へ搬入できません。)

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか
自ら焼却工場へ搬入してください。

産業廃棄物

缶・びん・ペットボトル(金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類)



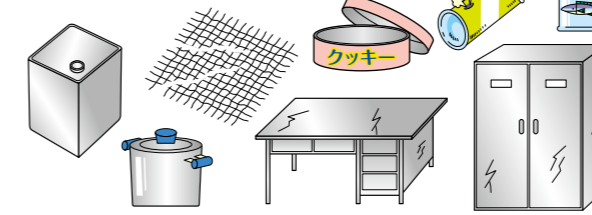
※自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引き取ってもらう方法もあります。
※缶・びんは、再生資源業者に委託することができます。

ガラス・陶磁器類(ガラスくず・陶磁器くず)



水槽、窓ガラス、鏡、薬品のびん、試験管、シャーレー、植木鉢・レンガ・食器・茶碗などの陶磁器、ガラス製容器など

金属類(金属くず)



一斗缶、ペンキ缶、ストーブ(石油・ガス)、金属製品(机、椅子、棚、ロッカー、ベッド)、コンロ、レンジ、トースター、金庫、カーテンレール、ブラインド、金網、傘立て、金属チューブ、安全ピン、アルミホイール、クリップ、釘など

プラスチック類(廃プラスチック類)



クリアファイル、バインダー、ボールペン、発泡スチロール、食品トレイ、カップめん容器、お弁当容器、食器(プラ製)、食品容器、梱包用PPバンド、ラップ類、カラーコーン、カセット、CD、DVD、ヘルメット、化学合成繊維(カーテン、作業服など)、タイヤ、塩ビパイプ、ポリバケツ、合成皮革製のかばん、ナイロンロープ、アクリルパネル、スポンジ、ナイロンタオル、点滴のバック、チューブ、プラスチック系断熱材入量、プラスチック製品(プランター、収納ケース、ポリバケツなど)合成皮革の靴、合成樹脂製の緩衝材など
※材質がプラスチック類であれば汚れていても産業廃棄物として処理してください。(一般廃棄物ではありません。)

電池(金属くず・汚泥)



※電池は産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。
小型充電式電池は、回収協力店などに相談しリサイクルしてください。

廃油



食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど

水銀使用製品産業廃棄物

保管する場合は、他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置をとること。また、処理を委託する場合は、「水銀使用製品を含む」収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。
(平成29年10月1日以降)

蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計など



産業廃棄物処理業許可業者に委託し
処理又はリサイクルしてください。

(産業廃棄物は焼却工場へ搬入することができません。)

再生資源事業者の紹介

古紙、機密書類、シュレッダー紙、金属類、ガラス、繊維(古布)の回収を行っている再生資源事業者(リサイクル事業者)を紹介しています。

大阪市ホームページでサイト内検索

再生資源事業者

検索

産業廃棄物処理の処理委託にあたって

排出事業者は、産業廃棄物の処理委託にあたり、処理を委託する品目を取扱できる許可のある「収集・運搬業者」「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。(産業廃棄物処理法第12条第5項、施行令第6条の2第4号)また、排出事業者は産業廃棄物の引き渡しと同時に、必要事項を記入した産業廃棄物管理票

(マニフェスト)を交付しなければなりません。(産業廃棄物処理法第12条の3第1項)なお、マニフェスト交付者は、毎年6月30日までに所管する都道府県又は政令市に、産業廃棄物を排出する事業所ごとに前年度のマニフェストの交付等の状況報告書を提出しなければなりません。(産業廃棄物処理法第12条の3第7項)